

円借款供与条件表

(平成27年10月1日以降に事前通報を行う案件に適用)

所得階層	条件	適用金利	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置期間 (年)	調達条件		
LDCうち貧困国 (注1)				0.01	40	10			
L D C	一般条件	固定金利	基準	0.70	30	10	アンタイド		
			オプション1	0.65	25	7			
			オプション2	0.60	20	6			
	オプション3		0.55	15	5				
	優先条件 (注2:以下同じ)		基準	0.01	40	10			
			オプション1	0.01	30	10			
オプション2		0.01	20	6					
貧 困 国	一般条件	固定金利	基準	1.20	30	10	アンタイド		
			オプション1	0.90	25	7			
			オプション2	0.75	20	6			
			オプション3	0.65	15	5			
	優先条件		基準	0.25	40	10			
			オプション1	0.20	30	10			
			オプション2	0.15	20	6			
			オプション3	0.10	15	5			
	STEP (注3:以下同じ)		固定金利	基準	0.10	40		10	タ イ ド
	低所得国		一般条件	固定金利	基準	1.40		30	10
オプション1		0.80			20	6			
オプション2		0.70			15	5			
変動金利 (注4:以下同じ)		基準			円LIBOR+10bp	30	10		
		オプション1			円LIBOR	20	6		
		オプション2			円LIBOR-5bp	15	5		
優先条件		固定金利	基準	0.30	40	10			
			オプション1	0.25	30	10			
			オプション2	0.20	20	6			
			オプション3	0.15	15	5			
			変動金利	基準	円LIBOR-100bp	40	10		
				オプション1	円LIBOR-110bp	30	10		
オプション2		円LIBOR-120bp		20	6				
STEP		固定金利	基準	0.10	40	10	タ イ ド		
中所得国	一般条件	固定金利	基準	1.40	25	7	アンタイド		
			オプション1	0.95	20	6			
			オプション2	0.80	15	5			
			変動金利	基準	円LIBOR+15bp	30		10	
				オプション1	円LIBOR+10bp	25		7	
				オプション2	円LIBOR+5bp	20		6	
	優先条件	固定金利	オプション3	円LIBOR	15	5			
			基準	0.30	40	10			
			オプション1	0.25	30	10			
			オプション2	0.20	20	6			
			オプション3	0.15	15	5			
			変動金利	基準	円LIBOR-95bp	40		10	
	オプション1	円LIBOR-105bp		30	10				
	オプション2	円LIBOR-110bp		25	7				
STEP	固定金利	基準	0.10	40	10	タ イ ド			
中進国	一般条件	変動金利	基準	円LIBOR+20bp	30	10	アンタイド		
			オプション1	円LIBOR+15bp	25	7			
			オプション2	円LIBOR+10bp	20	6			
			オプション3	円LIBOR+5bp	15	5			
			固定金利	基準	1.70	25		7	
				オプション1	1.60	20		6	
	オプション2	1.50		15	5				
	優先条件	変動金利	基準	円LIBOR-90bp	40	10			
			オプション1	円LIBOR-100bp	30	10			
			オプション2	円LIBOR-105bp	25	7			
			オプション3	円LIBOR-110bp	20	6			
			オプション4	円LIBOR-115bp	15	5			
			固定金利	基準	0.60	40		10	
	オプション1	0.50		30	10				
オプション2	0.40	20		6					
STEP	固定金利	基準	0.30	15	5	タ イ ド			
卒業移行国(中進国を超える所得水準の開発途上国)	一般条件	変動金利	基準	円LIBOR+20bp	25	7	アンタイド		
			オプション1	円LIBOR+15bp	20	6			
			オプション2	円LIBOR+10bp	15	5			
	優先条件		基準	円LIBOR-95bp	30	10			
			オプション1	円LIBOR-105bp	20	6			
			オプション2	円LIBOR-110bp	15	5			
コンサルティングサービス	コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。								
プログラム借款オプション	協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。								
<p>(注1) LDCのうち貧困国は、分野にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用。</p> <p>(注2) 優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野、防災分野及び人材育成分野。</p> <p>(注3) STEP(本邦技術活用条件)は、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。</p> <p>(注4) 円LIBOR(6か月物)部分のみ変動し、スプレッドは固定するFixed Spread Loanを適用。変動金利の上限はGE値25%を満たすような水準を確保し、下限金利は0.1%とする。</p> <p>(注5) 災害復旧分野(災害復旧スタンド・バイ借款を含む)は、所得階層にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用。災害復旧スタンド・バイ借款は、外貨返済型円借款が適用可能な償還期間(据置期間)である、20年(6年)、15年(5年)も選択可能とする。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オプション金利は、CL値が基準金利のCL値を上回らない金利とする。 ・EPSAソブリン向けは、所得階層に応じて、優先条件を適用(ただし、LDCうち貧困国については、0.01%、40年(10年)を適用)。 ・EPSAノンソブリン向け融資のためのアフリカ開発銀行向けツーステップローンは、0.55%、40年(10年)を適用。 ・IMFのプログラムが順調に進んでいる国及びIDAグラント供与国については、IMFの譲許性基準を満たすよう供与条件を変更することができる。 ・卒業移行国には変動金利のみを適用、中進国には原則変動金利を適用するものの固定金利も選択可能とし、低所得国及び中所得国には原則固定金利を適用するものの変動金利も選択可能とする。中進国のプログラム型借款については変動金利のみを適用。ただし、セクター支援型のプログラム型借款は固定金利も選択可能。 									